

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：金融商品取引法

規制の名称：少額電子募集取扱業務のみを行う者に対する規制の見直し

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部署：金融庁企画市場局市場課

評価実施時期：令和3年7月7日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

規制の事前評価時、投資型クラウドファンディングを通じたリスクマネーの供給促進を図るという課題のもと、第一種少額電子募集取扱業者及び第二種少額電子募集取扱業者については、その業務の特性に鑑み、課す必要性がない又は低いと考えられる参入要件及び行為規制を緩和することが適当であるとしていた。

規制の事前評価後、上記の課題を取り巻く社会経済情勢の変化や科学技術の変化による影響は生じておらず、想定していなかった影響も発現していない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

規制の事前評価時に設定していたベースラインについて、変化はない。

規制を見直さなかった場合、業務の特性に比して課す必要性がない又は低いと考えられる参入要件及び行為規制が新規業者参入の妨げとなり、現状よりも投資型クラウドファンディングを通じたリスクマネー供給が進んでいなかった可能性がある。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現はなく、投資型クラウドファンディングを通じたリスクマネーの供給促進を継続するためには、できるだけ第一種少額電子募集取扱業者及び第二種少額電子募集取扱業者の新規参入が容易な制度とすることに加え、既存の第一種少額電子募集取扱業者にとっては事業継続性の観点から制度が維持されることが重要であることから、引き続き当該規制緩和の必要性は認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時、第一種少額電子募集取扱業者及び第二種少額電子募集取扱業者の参入要件及び行為規制の緩和（以下「当該参入要件及び行為規制の緩和」）がなされることで、業者の登録及び行為規制の遵守費用は軽減されるとしていた。一例としては、業者登録に必要な最低資本金基準が第一種少額電子募集取扱業者については5,000万円から1,000万円に、第二種少額電子募集取扱業者については1,000万円から500万円に引き下げられることで、それぞれ4,000万円、500万円の同基準遵守に係る費用負担削減に繋がるということが挙げられていた。

上記の最低資本金基準の遵守費用以外に、業者登録及び行為規制の遵守費用を業者ごとに具体的に把握することは困難であるが、事前評価時の想定とのかい離はなく、遵守費用は軽減されていると認められる。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時、行政費用に関しては、第一種少額電子募集取扱業者及び第二種少額電子募集取扱業者が、登録後においても募集の取扱い等を行う有価証券の発行総額が少額であること等の要件を満たして業務を行っているか否かを確認する費用が発生するとしていた。もっとも、第一種少額電子募集取扱業務及び第二種少額電子募集取扱業務を取り扱う業者のみ少額の要件を満たして業務を行っているかの確認を行えばよく、追加的に発生する費用は限定的とされていた。

実際に当該参入要件及び行為規制の緩和により生じた行政費用の増加のみを抜き出して把握・推算することは困難であるが、当該行政費用が過大に増加している状況にはないと考えられる。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

当該参入要件及び行為規制の緩和がなくとも本来得られた効果を除き、緩和単体の効果を具体的に定量化して把握することは困難であるものの、規制導入後、第一種少額電子募集取扱業者として6社が登録を受けていることから、事前評価時に期待した効果が発現していると言える。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

2017年4月に1号案件が成立して以降、2020年末までに投資型クラウドファンディングを通じてスタートアップ企業等により161件・50億円超の資金調達がなされており、当該参入要件及び行為規制の緩和によってリスクマネー供給が促進されたものと認められる。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

当該参入要件及び行為規制の緩和に係る副次的な影響及び波及的な影響は見受けられない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

想定していなかった事象の発現や、費用・効果・便益に関する事前評価時とのかい離はなく、第一種少額電子募集取扱業者及び第二種少額電子募集取扱業者に係る適切な参入要件及び行為規制の緩和が実現した結果、新規業者の参入が進み、投資型クラウドファンディングを通じたりスクマネーの供給促進が図られている。よって、当該規制を継続していくことが妥当であり、本件に係る特段の見直しは不要であると考えます。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。